

運 営 規 程

通所リハビリテーション

医療法人 康仁会 西岡病院

運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 医療法人康仁会が開設する西岡病院が行う指定通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業所の名称及び所在地

事業所の名称 通所リハビリテーション 医療法人康仁会 西岡病院 (以下「当施設」という)

主たる事務所の所在地 四国中央市三島金子2丁目7番22号

事業所の電話番号 0896-24-5511

第3章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条1 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

2 当施設は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第4章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業を行うために常勤の管理者（管理代行者が専任されている）を置くとともに従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1単位目)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1) 医師 | 2名(兼務2名) |
| 2) 介護職員 | 13名(内兼務2名、非常勤2名) |
| 3) 理学療法士又は作業療法士 | 8名(内兼務2名、非常勤2名) |
| 4) 言語聴覚士 | 1名(非常勤1名) |
| 5) 看護師 | 3名(内兼務1名、非常勤2名) |
| 6) 管理栄養士 | 1名(兼務1名) |

(2単位目)

- | | |
|------------------------|----------|
| 1) <u>医師</u> | 2名(兼務2名) |
| 2) <u>介護職員</u> | 2名(兼務2名) |
| 3) <u>理学療法士又は作業療法士</u> | 2名(兼務2名) |
| 4) <u>看護師</u> | 1名(兼務1名) |

(3単位目)

- | | |
|------------------------|----------|
| 1) <u>医師</u> | 2名(兼務2名) |
| 2) <u>介護職員</u> | 2名(兼務2名) |
| 3) <u>理学療法士又は作業療法士</u> | 2名(兼務2名) |
| 4) <u>看護師</u> | 1名(兼務1名) |

尚、必要があれば増員することができる。

(2) 職務の内容

- 1) 管理者（管理代行者）は、施設の業務を統括し執行する。
- 2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 3) 介護職員は、利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
- 4) 管理者（管理代行者）は、利用者及びその家族のあらゆる相談に応じその指導に当たる。
- 5) 理学療法士又は作業療法士は、利用者の機能訓練並びに日常生活動作能力の改善に当たる。

第5章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

1単位目 月曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日

※ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く（年によって変更の可能性あり）

※日曜日が祝日の場合は営業

2単位目・3単位目 月曜日、水曜日、金曜日、土曜日

※ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く（年によって変更の可能性あり）

※行事がある場合は休日である、火曜日に営業を行う場合がある。

(2) 営業時間

8時半から17時までとする。

第6章 利用定員

(利用定員)

第6条 当事業の利用定員は次のとおりである。

- ① 1単位目 60名
- ② 2単位目 20名
- ③ 3単位目 20名

第7章 サービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第8条1 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当核認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条1 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当核利用申込者の意向を踏まえて速やかに当核申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 当施設は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当核利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第10条 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第 11 条 当施設は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当核指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当核指定通所リハビリテーションについて利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第12条 当施設は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでないものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 13 条 当施設は、居宅サービス計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供するものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 14 条 1 当施設は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 当施設は、法廷代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成及び実施)

第 16 条 1 当施設の医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて多種職でプランを立案するものとする。尚、そのプランに基づいてリハビリテーションの目標、当核目標を達成するための具体的なサービスの内容等を検討した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 第 1 項の規定による通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 当施設の従業者は、それぞれの利用者について通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

4 当施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをリハビリマネジメント実施計画書にもとづいて行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 17 条 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることできる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 当施設は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第 19 条 当施設は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第 20 条 当施設は、当該指定通所リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第 21 条 1 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 当施設は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的方針)

第 22 条 1 当施設は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

2 当施設の従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

3 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えるものとする。

(利用料等の受領)

第 23 条

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額としていただくとする。
- 2 当施設は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。
 - (1) 食費は、500 円を徴収する。
 - (2) おむつ代(実費)
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 当施設は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 8 章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 24 章 当施設の通常の実施地域は、四国中央市（新宮地区、富郷地区を除く）とする。

第 8 章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第 25 条 1 当施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、施設内は禁煙とする。
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損しない、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者（管理代行者）は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 当施設の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規定等に違反した者

第9章 非常災害対策

(緊急時における対応)

第26条 当施設の従業者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応等)

第27条1 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第28条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条1 当施設は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、事業ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

2 当施設は、従業者によって指定通所リハビリテーションを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。

3 当施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第30条 当施設は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならないものとする。

(衛生管理等)

第32条1 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第 32 条 1 当施設は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 33 条 当施設は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

1. 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密保持)

第 34 条 1 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 当施設は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3 当施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 当施設の従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示及び広告等)

第 36 条 1 当施設は、病院の見やすい場所に、この規程の概要、従事者の勤務の体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

2 当施設の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分等)

第 37 条 当施設は、施設事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 39 条 1 当施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならないものとする。

(虐待の防止措置に関する事項)

第 40 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を予防するために、以下の措置を講じる。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従業者に体位、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。